

# 副本

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 電源開発株式会社外1名

## 上申書

平成29年10月23日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告電源開発株式会社訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎

弁護士 竹内 洋

弁護士 山内 喜明

弁護士 谷 健太郎

弁護士 伊達聰子

弁護士 長屋文裕

弁護士 田子真也

弁護士 吉原朋成

弁護士 坂本倫子

弁護士 圓道至剛

弁護士 福谷賢典

弁護士 井上響太

被告電源開発は、原子力規制委員会における本件原子力発電所の原子炉設置変更許可申請（本件設置変更許可申請）に係る審査の状況に関し、下記のとおり上申する。

なお、本上申書に用いる略語は、従前の準備書面の例による。

## 記

### 第1 本件原子力発電所の従前の建設経緯

被告電源開発は、改正前原子炉等規制法のもと、放射性物質の有する危険性を顕在化させることがないよう、自然条件に十分に配慮した上で、多重の障壁により放射性物質を閉じ込め、通常運転時における放出を極力低く抑えるとともに、事故時の異常な放出を防止するなどの安全確保対策に係る検討を行うなどし、これらにより本件原子力発電所の安全性を確保することができると判断して、平成16年3月、経済産業大臣に対し、本件原子炉施設の位置、構造及び設備に係る設計等を内容とする設置許可申請（本件設置許可申請）を行った。そして、平成20年4月、その申請内容が同法24条1項各号<sup>1</sup>に適合するものとして、本件設置許可を受けた。

その後、被告電源開発は、建設、運転等の各段階に応じた所要の許認可を受けて本件原子力発電所の運転を行うべく、本件原子力発電所の設置の工事の計画に関しては、本件原子炉施設の詳細設計を検討するなどして、平成20年4月から平成22年4月までの間に6回にわたり、経済産業大臣に対して、改正前電気事業法の規定に基づき工事計画認可申請を行った。そして、平成20年5月から平成22年12月までの間に、各申請の内容が同法47条3項に

<sup>1</sup> 改正前原子炉等規制法24条1項は、実用発電用原子炉の設置許可の基準として、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと（1号）、その許可をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと（2号）、申請者に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（3号）、原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであること（4号）を定める。設置変更許可についても、同法26条4項により同法24条1項各号に定める基準が準用される。

適合するものとして各認可を受け、本件原子力発電所の建設に必要な工事計画認可をすべて受けた。

被告電源開発は、上記の認可を受けた各工事計画に基づき建設工事に着手し、本件原子力発電所の主な建屋に関しては壁や床などの躯体工事を、主な機器に関しては機器メーカーの工場において製作した機器の据付工事を、いずれも部分的に行った。これら工事に関しては、工事の工程に応じた所定の使用前検査を受検し、上記の認可を受けた工事計画に従って行われたものであることなどの確認を受けた。なお、本件原子力発電所の主要な機器である圧力容器、タービン、発電機については、機器メーカーの工場における製作を終えて保管されており、本件敷地内に搬入されていない。

## 第2 新たな規制基準を踏まえた対応と本件設置変更許可申請に係る審査

### 1 被告電源開発の新たな規制基準を踏まえた対応

被告電源開発は、上記第1で述べた本件原子力発電所の建設工事を進めていたところ、その途上、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故を契機として、平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法により、原子力規制委員会が設置されるとともに、原子炉等規制法等が改正<sup>2</sup>された。この改正に伴い、原子力規制委員会は、平成25年6月に設置許可基準規則等から成る新たな規制基準を策定した。新たな規制基準では、福島第一原子力発電所においては想定を大幅に超える津波によって非常用電源及び非常時の炉心冷却機能がすべて喪失して事故に至ったことなどを踏まえて、自然現象の想定の強化

<sup>2</sup> 原子炉等規制法43条の3の6第1項は、発電用原子炉の設置許可の基準として、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと（1号）、申請者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（2号）、申請者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（3号）、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものとして設置許可基準規則で定める基準に適合するものであること（4号）を定める。設置変更許可についても、同法43条の3の8第2項により同法43条の3の6第1項各号に定める基準が準用される。

や、複数の安全上重要な機能を有する設備がその機能を喪失した場合をも想定した対策の実施等を新たに求めている。

被告電源開発は、本件原子力発電所の原子炉施設が新たな規制基準に適合するよう一部の設計を見直すなどの検討を行い、平成26年12月、原子力規制委員会に対して、本件設置変更許可申請及び工事計画認可申請を行った。その時点においては特定重大事故等対処施設に係る規定（設置許可基準規則42条）及び常設直流電源設備に係る規定（同規則57条2項）の適合を求められていなかった<sup>3</sup>が、被告電源開発は、本件原子力発電所がいまだ建設途上にあることから、これら施設ないし設備を含む建設工事を行えるよう、上記各規定に係る検討内容をも反映した本件設置変更許可申請を行った。なお、本件原子力発電所よりも先に設置変更許可申請を行った原子力発電所もあるが、それらの設置変更許可申請については、それを行った時点で特定重大事故等対処施設等に係る事項はその内容とされていない。

現在、被告電源開発は、原子力規制委員会において、本件設置変更許可申請が、原子炉等規制法43条の3の8第2項において準用する同法43条の3の6第1項各号に適合するものであるかなどの新たな規制基準の適合性に係る審査を受けている（本上申書においては、同項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号がそれぞれ規定する基準の適合性に関する審査を、「設置許可基準規則等の適合性に係る審査」と称する。）。設置許可基準規則等の適合性に係る審査においては、多方面にわたる高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく多角的、総合的見地からの検討が行われており、このことは、

---

<sup>3</sup> 設置許可基準規則附則2項において、設置許可基準規則42条及び57条2項については、平成30年7月7日までの間は適用しないことができるとされていた。

なお、設置許可基準規則附則2項は、平成28年原子力規制委員会規則第1号により改正され、同規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成25年7月8日以後最初に行われる発電用原子炉施設の工事計画の認可（技術基準規則11条及び12条並びに第3章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して5年を経過するまでの間は、設置許可基準規則42条及び57条2項を適用しないなどとされた。

上記第1で述べた本件設置許可申請についての改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号に規定する基準の適合性についてこれまで行われてきたところと変わるものではない。

## 2 本件設置変更許可申請に係る審査の状況

(1) 本件設置変更許可申請に係る審査では、審査が先行する他の原子力発電所の事例と同様に、審議対象の審査項目を担当する原子力規制委員会委員らの出席のもとでの「審査会合」や、原子力規制庁の職員が審査会合の準備のため申請者から資料の趣旨の説明等を聴取する「ヒアリング」が隨時実施されている。現在の状況として、これまでに審査会合は15回開催されているところ、各審査会合の開催日及び審査の概要は別紙1「本件設置変更許可申請に係る審査会合の状況」に、ヒアリングを含む審査の実績は別紙2「本件設置変更許可申請に係る審査の実績」に、それぞれ記載したとおりである<sup>4</sup>。

審査項目を審議する順序については、原子力規制委員会が適宜決めているところ、本件設置変更許可申請に係る審査では、別紙1及び同2のとおり、これまで自然現象の想定に関わる審査が先行して行われ、地震に関しては、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造、本件敷地の地質・地質構造について、津波に関しては、地震による津波、地震以外の要因による津波について、それぞれ審査されている。これらの自然現象の想定に関し、被告電源開発は、現在、審査会合における上記の地質・地質構造に係る指摘事項等を踏まえつつ説明性を高めるべく、より高精度の豊富なデータの取得を目的とする各種の追加調査を行うなどしている。そして、これら追加調査を通じて得られた質も量も拡充したデータに基づき、総合的な整理・検討を行い、充実した審査の円滑な進行に資するよう、その結果を審査会合において詳細

---

<sup>4</sup> 被告電源開発が本件設置変更許可申請の際に行った工事計画認可申請については、原子力規制委員会において、現在に至るまで同申請に係る審査会合等は行われていない。

に説明していく考え方である。

また、施設・設備の設計方針に関しては、これまでに特定重大事故等対処施設に関する審査会合が行われているが、耐震・対津波設計方針、設計基準事故対策、シビアアクシデント対策に関する審査会合はいまだ行われていない。現在、被告電源開発は、先行して集中的に実施された東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における審査の実績<sup>5</sup>を主に踏まえるなどして、充実した審査の円滑な進行に資するよう必要な検討を行っている。

(2) 上記（1）で述べたとおり、現在、本件設置変更許可申請に係る審査が継続しているところ、今後、原子力規制委員会における審査が終了するまでには、多数回の審査会合が実施されるなど相応の期間を要することが想定される。

すなわち、設置許可基準規則等の適合性に係る審査では、申請に関連する高度な最新の科学的、専門技術的知見に係る様々な事項についての質疑応答を重ねながら、規制の要求に係る指摘事項や当該申請の内容についての認識に誤りが生ずることがないようにも留意した上で、審査が進行していく。この間、被告電源開発は、上記（1）で述べたように、審査の状況を踏まえつつ必要に応じて更なる対応を探ることもあるうえ、原子炉施設は高度の科学技術及び知見を動員して作られた極めて複雑な技術体系を有するものであるから、これらの対応に伴い、関連する他の事項の検討を要することもあり得る。このようにして設置許可基準規則等の適合性に係る審査が進められていくため、審査が終了するまでには自ずと長期間を要し、実際、先行する他

---

<sup>5</sup> 原子力規制委員会は、平成27年8月、東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所6、7号機について、他のBWRの施設・設備の設計方針に関する審査項目のひな形を作成するとの観点に立ちつつ、上記審査項目の審査を集中的に進めることとした。ちなみに、本件原子力発電所の原子炉は、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機のそれと同じくABWRである。

の原子力発電所の事例でも、審査会合が多数回実施されており、ヒアリングも同様に多数回に及んでいる。

また、審査が先行する他の原子力発電所の事例では、原子力規制委員会により、申請者による原子炉設置変更許可申請が設置許可基準規則に適合することなどが概ね確認された場合、申請者は、原子力規制委員会に対し、多数回にわたる審査会合における原子力規制委員会委員らの指摘事項を反映しながら、その時点で得られている科学的、専門技術的知見等をも考慮した検討をして、当初の設置変更許可申請の補正を行い、その後、原子力規制委員会は、最終的な確認を行い、原子炉設置変更許可を行っている。このように、設置許可基準規則等の適合性に係る審査では、一般に行われている申請の補正、すなわち、法令に定められた形式上の要件に適合しない申請について行政庁の求めに応じて行われる補正とは異なり、申請内容の審査が進んだ後にその内容を反映するなどする補正が行われている。本件設置変更許可申請に係る審査もこのように進行すれば、これが相当程度進んだ後に、本件設置変更許可申請の補正を行うこととなり、この補正後の申請内容によって、被告電源開発が設置許可基準規則等に適合すると考える発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の最終的な内容が明らかとなる。

被告電源開発は、現在、上記のとおり設置許可基準規則等の適合性に係る審査に対応しているところであり、準備書面4で述べたとおり、同審査等の状況を踏まえ、今後、更なる主張を行うことがあることに変わりはない。

以上

## 本件設置変更許可申請に係る審査会合の状況

	開催日	審査の概要
1	平成 27 年 1 月 20 日 【第 184 回審査会合】	申請の概要について ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の概要を説明した。
2	平成 27 年 1 月 27 日 【第 187 回審査会合】	申請内容に係る主要な論点について ・原子力規制委員会は、被告電源開発に対し、今後の審査における主要な論点を示し、詳細な説明を行っていくよう求めた。
3	平成 27 年 2 月 17 日 【第 196 回審査会合】	関西電力（株）高浜発電所 3, 4 号機、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所 1, 6, 7 号機及び電源開発（株）大間原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について ・関西電力（株）、東京電力（株）及び被告電源開発は、特定重大事故等対処施設に係る航空機衝突影響評価を説明し、その審議がなされた。
4	平成 27 年 3 月 27 日 【第 212 回審査会合】	地震について（敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について（1）（敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造の概要及び断層評価（その 1））） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関して、その概要、主要な断層である根岸西方断層、函館平野西縁断層帶、F-14 断層及び敷地西方沖断層の各評価を説明し、その審議がなされた。
5	平成 27 年 4 月 10 日 【第 218 回審査会合】	地震について（敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について（2）（下北半島西部の後期更新世以降の地殻変動）） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関して、被告電

	開催日	審査の概要
		源開発が行った海成段丘面調査、海岸微地形調査及び沿岸海域の海上音波探査の結果、これらの調査結果に基づく下北半島西部における後期更新世の隆起様式を説明し、その審議がなされた。
6	平成 27 年 7 月 24 日 【第 253 回審査会合】	地震について（敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について（3）（コメント回答 その 1）） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第 218 回審査会合における下北半島西部の隆起に関する指摘事項へ対応するために行う追加地質調査計画案を説明し、引き続き審査が行われることになった。
7	平成 28 年 1 月 8 日 【第 316 回審査会合】	地震について（敷地の地質・地質構造について[1]（敷地の地形、地質・地質構造及び断層）） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地の地質・地質構造に関して、本件敷地の地形、地質・地質構造及び敷地内に認められる断層の評価を説明し、その審議がなされた。
8	平成 28 年 3 月 10 日 【第 338 回審査会合】	地震について（敷地の地質・地質構造について[2]（敷地のシーム）） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地の地質・地質構造に関して、本件敷地内に認められるシームの分布・性状、その評価を説明し、その審議がなされた。
9	平成 28 年 6 月 24 日 【第 373 回審査会合】	地震について（敷地の地質・地質構造について[3]（敷地の第四系中の変状）） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地の地質・地質構造に関して、本件敷地内に認められる第四系中の変状の分布・性状、その評価を説明し、その審議がなされた。
10	平成 28 年 11 月 11 日 【第 414 回審査会合】	地震について（敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について（4）（コメント回答 その 2）） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第 212 回

	開催日	審査の概要
		審査会合における本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関する指摘事項に対する回答として、函館平野西縁断層帯及び根岸西方断層の評価の詳細ほかについて説明し、その審議がなされた。
11	平成 29 年 1 月 20 日 【第 432 回審査会合】	<p>地震について（敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について（5）（敷地周辺及び敷地近傍の断層評価（その 2）及びリニアメント））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関して、第 212 回審査会合で説明済みの函館平野西縁断層帯、根岸西方断層等の主要断層以外の敷地周辺の断層、リニアメントの評価を説明し、その審議がなされた。</li> </ul>
12	平成 29 年 2 月 24 日 【第 446 回審査会合】	<p>津波について（基準津波の策定について（1）（地震による津波の評価））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件原子力発電所に係る基準津波に関して、基準津波の策定概要及び地震による津波の評価を説明し、その審議がなされた。</li> </ul>
13	平成 29 年 3 月 24 日 【第 456 回審査会合】	<p>地震について（敷地の地質・地質構造について[4]（コメント回答 その 1））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第 316 回、第 338 回、第 373 回の各審査会合における、本件敷地の地質・地質構造に関する指摘事項に対する回答として、断層、シーム及び第四系中の変状の活動性評価の関係ほかについて説明し、その審議がなされた。</li> </ul>
14	平成 29 年 5 月 12 日 【第 467 回審査会合】	<p>津波について（基準津波の策定について（2）（地震以外の要因による津波の評価等））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件原子力発電所に係る基準津波に関して、地震以外の要因による津波の評価等を説明し、その審議がなされた。</li> </ul>

	開催日	審査の概要
15	平成 29 年 6 月 23 日 【第 478 回審査会合】	<p>地震について（敷地の地質・地質構造について[5]（コメント回答 その 2）（敷地内の断層の評価に係る調査計画））</p> <p>・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第 456 回審査会合における指摘事項に対する回答として、敷地内断層の c f 断層系及び s F 断層系の活動性評価や、シム S - 11 の活動性評価に用いるデータを拡充するための地質調査計画案を説明し、引き続き審査が行われることになった。</p>

## 本件設置変更許可申請に係る審査の実績

注: ○は、ヒアリングの開催を示す。

開催日	審査会合	ヒアリング			
		地震・津波等の自然現象の想定関係	施設・設備の設計方針関係	特定重大事故等対処施設関係	審査の進め方等
平成26年 12月16日					
平成27年 1月9日					○
1月9日			○ (申請の概要)		
1月14日		○			
1月16日				○	
1月16日					○
1月20日	第184回				
1月20日					○
1月26日				○	
1月27日	第187回				
2月3日				○	
2月4日					○
2月9日				○	
2月10日					○
2月13日				○	
2月17日		○			
2月17日	第196回				
2月17日					○
2月23日				○	
3月9日		○			
3月23日		○			
3月25日		○			
3月27日	第212回				
4月8日		○			
4月10日	第218回				
4月15日					○
4月27日		○			
5月19日		○			
5月26日		○			
6月23日		○			
7月8日		○			
7月24日	第253回				
7月27日					○
8月3日		○			
8月18日		○			
8月26日					○
10月5日					○
10月6日		○			
10月9日				○	

開催日	審査会合	ヒアリング			
		地震・津波等の自然現象の想定関係	施設・設備の設計方針関係	特定重大事故等対処施設関係	審査の進め方等
11月4日		○			
12月9日		○			
12月22日		○			
平成28年					
1月8日	第316回				
1月19日		○			
2月17日		○			
3月10日	第338回				
3月16日		○			
4月8日					○
4月12日		○			
6月14日		○			
6月20日		○			
6月24日	第373回				
9月26日		○			
10月4日		○			
10月24日		○			
11月7日		○			
11月11日	第414回				
11月15日		○			
12月7日		○			
12月14日		○			
12月20日		○			
平成29年					
1月18日		○			
1月20日	第432回				
1月30日		○			
1月31日		○			
2月15日		○			
2月24日	第446回				
3月8日		○			
3月22日		○			
3月24日	第456回				
4月18日		○			
5月12日	第467回				
6月13日		○			
6月23日	第478回				
6月28日		○			
7月25日		○			
8月22日		○			
8月30日		○			
9月19日		○			
9月26日		○			